

## 電波法規の要点「補正表」

電波法の一部改正（放送法等の一部を改正する法律/平22.12.3 - 65号）の施行等に伴い電波法施行規則等の一部が改正されました。したがって、本書の一部を下表のように書き改めます。

頁	改訂箇所	現 行	改 訂
5	免4	(放送局を除く。)	(基幹放送をする無線局(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。))を除く。)
6	免5 標題,前書き	放送局	基幹放送局
	同上(1)	104条	第104条
11	免8 標題	放送局	基幹放送局
16	免12 2項	(6)まで	(7)まで 2箇所
		(1) 放送局	(1) 地上基幹放送局
		(2) 放送試験局	(2) 地上基幹放送試験局
		(追加)	(3) 衛星基幹放送局(臨時目的放送を専ら行うものに限る。) 当該放送の目的を達成するために必要な期間
		(3) 放送試験衛星局	(4) 衛星基幹放送試験局
		(4)、(5)、(6)	(5)、(6)、(7)
17	同上〔補足〕	1 パーソナル無線 10年	削除 (法第13条の改正/パーソナル無線は本問の2の(7)に該当)
	免13 1項	次に掲げる事項等	次に掲げる事項
19	免14 選択肢B群	放送局	基幹放送局 4箇所
		放送試験局	地上基幹放送試験局 2箇所
26	免21 2項	に関する調査を	に関する調査又は法第27条の12(特定基地局の開設指針)第2項第5号に規定する終了促進措置を
		当該調査を	当該調査又は当該終了促進措置を
	同上 3項	いずれか	いずれかの工事又は変更
		無線設備の設置場所……又は空中線電力	次の(3)又は(6)

		(3) 無線設備の設置場所の変更	(3) 無線設備の設置場所又は無線設備を設置しようとする区域の変更
27	同上 4項	調査	調査又は終了促進措置
	同上 選択肢 B 群	混信又は輻輳	混信若しくは輻輳 2箇所
47	設16	(平成15年総務省令第26号)	(平成23年総務省令第87号)
48	設17 ア、イ項	放送局	地上基幹放送局
53	設24 1項	放送衛星局、放送試験衛星局及び	削除
		もののうち電気通信業務を行う	削除
		(以下「放送衛星局等」という。)	削除
	同上 2項	放送衛星局等	一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ 伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするもの
54	設25 2項	放送衛星局、放送試験衛星局及び	削除
		もののうち電気通信業務を行う	削除
55	設27 標題	中波放送局	中波放送を行う地上基幹放送局
	前書き	放送局	地上基幹放送局
56	設28の標題	中波放送局	中波放送を行う地上基幹放送局
	同上問題	放送局	地上基幹放送局 4箇所
	〔補足〕標題	中波放送局	中波放送を行う地上基幹放送局
57	〔補足〕4項	4 予備電源装置	全文削除、 5 4
58	設29 前書き	放送局	地上基幹放送局
59	設30 前書き	放送局の行う超短波放送(……に限る。)	地上基幹放送局を用いて行う超短波放送
		(第3条から第5条まで)	(第4条から第6条まで)
61	設40 前書き	放送局の行う	地上基幹放送局を用いて行う
		(第18条及び第19条)	(第19条及び第20条)
62	設41	標題を含み全文	削除
		参考：設備規則第2節の9「第37条の27の12～第37条の27の14」は、規則の改正により削除された。	

また、「放送衛星局」は「衛星基幹放送局」に改められた。

76	従 8 選択肢 B 群	テレビジョン放送局 放送局	テレビジョン基幹放送局 2箇所 基幹放送局 2箇所
84	運 7 ( 標題含む )	放送局	基幹放送局 2箇所
85	同上〔補足〕	第4項若しくは第5項)……第3項 ( 追加 )	第5項若しくは第6項)……第4項 2 ( 法第73条第3項の規定により ) 検査を省略したときは、その旨を別表 第 4 号の 2 に定める様式の無線局検査省略通知書により免許人に通知 するものとする。( 施39 2 )
		2 免許人等は、……。 ( 施39 2 )	3 免許人等は、……。 ( 施39 3 )
		運 8〔補足〕	放送局
86	同上 1項 ( 5 )	放送局	基幹放送局
	同上 1項	(6)、(12)、(13)	削除 ( 番号を整理する。 )、( 注 ) については記載省略。
	同上 2項	放送局	基幹放送局
	同上 4項	4 日誌抄録の提出	全文削除
90 ~ 91	運14( 標題含む )	放送局	地上基幹放送局 14箇所
91 ~ 92	運15( 標題含む )	放送局	地上基幹放送局 7箇所
104	〔補足〕1項	( 放送局以外の無線局 )、( 基幹放送局 )	削除
109	〔補足〕表の2中	放送局	基幹放送局
124	問 7 ア項	航空機の位置、識別、高度その他の情報	位置、識別、高度その他航空機に関する情報 ( 飛行場内を移動する車両 に関するものを含む。 )
126	問13 2項	放送局 ( コミュニティ放送局に限る。 )	コミュニティ放送を行う地上基幹放送局
127	問16 イ項		( 前記p.26「免21」2項の改訂に沿って書き改めてください。 )
128	同上 オ項	調査	調査又は終了促進措置
130	問20 注	放送衛星局、放送試験衛星局及び	削除
		もののうち電気通信業務を行う	削除

131	問22	放送局	地上基幹放送局
	同上 注	放送試験局	地上基幹放送試験局
	問23、問24	放送局	地上基幹放送局 3箇所
133	問28	(全文)	削除
	問29 前書き	放送局	地上基幹放送局
135	問34オ、問35 3	テレビジョン放送局	テレビジョン基幹放送局 2箇所
	問35	超短波放送局	超短波放送を行う地上基幹放送局
136	問36 1項	放送局	地上基幹放送局
	同上 2項	テレビジョン放送局	テレビジョン基幹放送局
	問37 1項	放送局	地上基幹放送局
140	問47 前書き	放送局	地上基幹放送局
145	1項 表中	放送局	地上基幹放送局 5箇所
	2項(1)	放送局(放送試験局及び放送を行う)	地上基幹放送局(地上基幹放送試験局及び基幹放送を行う)
146	表中1、2、2の2	放送局	地上基幹放送局 3箇所
147	2項	放送局	地上基幹放送局

(注) 目次の訂正は省略しました。

平23.9.30